

○ 太田市外三町広域清掃組合行政財産使用料条例

令和 3 年 3 月 2 9 日
条 例 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 5 条の規定に基づき、太田市外三町広域清掃組合の行政財産の使用について徴収する使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 太田市外三町広域清掃組合の行政財産の使用について徴収する使用料に関しては、太田市行政財産使用料条例（平成 1 7 年太田市条例第 7 8 号）の例による。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。